

築上町告示第75号

令和元年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月25日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和元年12月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○12月9日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和元年12月5日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第87号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第5 議案第88号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第89号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第90号 令和元年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 議案第91号 令和元年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第92号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第93号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第94号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第96号 新町建設計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第87号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について

- 日程第5 議案第88号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第6 議案第89号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第90号 令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第91号 令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第92号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
日程第10 議案第93号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について
日程第11 議案第94号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
日程第12 議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第96号 新町建設計画の変更について

出席議員（14名）

1番	吉原 秀樹君	2番	江本 守君
3番	池永 巖君	4番	鞆野 希昭君
5番	工藤 久司君	6番	北代 恵君
7番	宗 晶子君	8番	丸山 年弘君
9番	信田 博見君	10番	田原 宗憲君
11番	塩田 文男君	12番	武道 修司君
13番	池亀 豊君	14番	田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………				永野 賀子君
総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和元年第4回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。仲秋初冬ということで、もう冷気を感じるようなきょうこのごろになりました。今年最後の定例会ということで、全議員の御臨席が整いまして、大変ありがとうございます。

さて、この前の臨時議会以降のちょっと主な御報告をさせていただきますと、臨時議会の次の日に福岡県人会の大会が、世界各国から福岡県に参集をしていただき、本町に北九州班という形で、バス1台が11月の8日の日に本町を訪れていただきまして、藏内邸、メタセの杜というところで、すばらしい藏内邸ということで評価を得たところまでございまして、もう、本当にこれが世界に皆さんが情報を発信してもらえればありがたいかなと思って、遠くはオランダとか、それから南米ボリビア等々、ブラジルもたくさんおりましたけど、唯一本町に宮本和子さんという方が本町出身で、鞆野の洋服屋さんの関係という話を聞いて、それからまた築城の織田木工の会長のいとこと、そういう話もしております、本当に築上町を懐かしがっていただいて、私もお土産もいただいたところでございます。

それからあと、これも皆さんにお話ししたと思いますけど、中国の訪問が11月20日からいわゆる友好交流ということで、小学生の22名を引率して、8名が引率という形でついて行きましたが、非常にことしの児童たちは本当にすばらしい交流をしていただきました。訪問も1校ふえて、前の薛埠鎮中心小学の校長が異動になって、ぜひうちの学校にも来てほしいというこ

とで、「カワトウ」という、さんずいの河に頭という、向こうの字はちょっと、日本の字では頭という字で、河頭小学校というところで、薛埠鎮中心小学からそんなに遠くないところでございますけど、3校訪問させていただいて、それから次の日は、椎田小学校との中日友好希望小学校にも行って、非常にいい交流ができたということで、子供たちも非常に、本当に児童の皆さん行く先々でメモをとりながら、中国の帰って作文に書いてもらうよという話もあったと思いますけれど、いろんなメモをとりながら、まあ、中国感を味わってきたところでございまして、また、向こうの子供たちも非常に親近感を持って、未来の日中関係がうまくいくようになればいいがなと、このように考えておるところでございます。

それから、今後の日程でございますけれど、8日の日が、これは築城基地の一大イベントである航空祭がございます。ことしはブルーインパルスが来るというようなことで、ぜひ皆さんもおいでいただければと思っておるところで。

それとあと、12月15日、これ築上町とは切っても切れない話でございますけど、延塚奉行の顕彰する武道大会、それから追悼式がございますんで、ぜひ皆さんも御参加をしていただきたいと、このようにお願い申し上げます。

それとまた、今議会に提案は、一般会計補正予算ほか4件の予算、そして条例案件が、職員関係の条例が主でございますけれども、いわゆる今まで臨時職員、嘱託職員等々を任用職員という形で任用するようになるんですが、それらの条例整備、そしてあと、種々4件条例をお願いしたいと。もう一つは、合併特例債が延長になりましたので、その分の新町建設計画を若干追加をさせていただくために変更するというので、議会のほうの皆さんに御審議をさせていただくということで、提案をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、全議案御採択をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、池亀豊議員、14番、田村兼光議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

1 2月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

1 2月5日、本日は本会議で議案の上程をします。

1 2月6日は、考案日といたします。

1 2月7日、8日は、休会といたします。

1 2月9日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

1 2月10日、考案日です。

1 2月11日、12日は、本会議で一般質問とします。

1 3日は、一般質問予備日とします。

1 4日、15日は、休会とします。

1 2月16日は、厚生文教常任委員会とします。

1 2月17日は、総務産業建設常任委員会とします。

1 2月18日は、委員会予備日です。

1 2月19日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

一般質問の受付締め切りは、あすの12月6日正午までとします。

以上、会期を本日から19日までの15日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日12月5日から19日までの15日間と決定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月19日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第87号ほか9件です。ほかに、例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、あわせて報告をいたします。

日程第4. 議案第87号

日程第5. 議案第88号

日程第6. 議案第89号

日程第7. 議案第90号

日程第8. 議案第91号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第87号令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第8、議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第91号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第87号令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第88号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第89号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第90号令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和元年12月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第87号は、令和元年度築上町一般会計補正予算（第4号）でござ

います。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額132億8,192万円に7,920万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を133億6,112万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、障害者自立支援給付費負担金、それから米軍再編の関連訓練移転等交付金これはちょっと減額をさせていただいております。

そしてあと、財政調整等積立基金、それからあと過疎対策事業債、これも事業の実績により減額をさせていただいております。

それから、前年度の繰越金が5,451万2,000円ということで、歳入を組まさせていただいております。

あと、歳出の主なものにつきましては、人事院勧告がございまして、この勧告に準じて本町職員の人件費のアップを認めまして、事業費の人件のほうということで計上させて。あとは、国県の事業費確定による国県の返納金、スターコーンFMの出資金600万円ということで、一応機材が非常にもう損耗してしまって、なかなか故障が多くなってきておるということで、機材を更新するというので、出資をするように算定をお願いしております。

それから、先ほど障害者自立支援事業の歳入を申しましたが、2分の1補助で、これが2,000万円ほど歳出でお願いしておる。あと、財政調整等基金の積立金ということで、3,200万ほど予定をさせていただいているところでございます。

その他、地方債の変更が1件、債務負担行為の追加を2件計上しております。

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、議案第88号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億2,009万3,000円に1,524万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億3,533万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事院勧告に準じて、人件費を精算していただいております。それから、制度改正に伴うシステム改修の委託料、保険給付費及び過年度国県返納金の確定に伴う償還金の補正をさせていただいております。

歳入は、それに基づいて歳入が入ってくるという状況でございますし、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、議案第89号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本会計は、既定の歳入歳出予算の総額が3億5,774万3,000円に2万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5,776万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人勤に伴う人件費の補正をさせていただいております。

議案第90号令和元年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、既定の収益的支出を13万1,000円を増額し、総額を4億3,542万1,000円と改めるものでございます。

内容としては、人事院勧告に準じた人件費の補正でございます。それとまた、令和2年度から令和4年度まで水道事業検針業務委託を行うため、債務負担行為を計上させていただいております。

よろしく御審議をいただき、お願い申し上げたいと思います。

議案第91号令和元年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本予算案は、既定の収益的収支予算の支出を877万8,000円を減額し、総額を5億5,044万9,000円に改めるものでございます。

既定の資本的収支予算の支出を57万4,000円減額し、総額を5億6,846万2,000円に改めるものでございます。

内容としては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正と修繕費を補正をさせていただいております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

日程第9. 議案第92号

日程第10. 議案第93号

日程第11. 議案第94号

日程第12. 議案第95号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第9、議案第92号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第12、議案第95号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第95号までを一括議題といたします。

職員朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第92号**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第93号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第94号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第95号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月5日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第92号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

本条例案は、先ほど申した地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されるようになります。そのために、関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、関係条例は、築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、それから築上町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、この4つの条例が、この92号の内容でございます。

それから、議案第93号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということでございます。

この条例案は題のとおり、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている制度について、各資格・職種・業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行されるようという中身のものでございます。

なお、関係条例もこれも関係条例がございます。築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それから、築上町職員の給与に関する条例、築上町旅費に関する条例、築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例、築上町表彰条例、築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が関係条例でございます。

次に、議案第94号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、常勤の特別職の職員に常勤の一般職職員と同じく通勤手当を支給できるようにするため、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

通勤手当を今まで支給しておりませんでした、この条例が成立後にしたいということでござ

いますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いしたいと思います。

それから、議案第95号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、現行の地方行財政の状況等地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重して、この勧告に準じて適切な改定を行うための条例の一部を改正するものでございます。

中身は、俸給表別についておりますけれども、給料表の初任給が大体1,500円から1,900円引き上げ、若年層は200円から1,900円引き上げと、それから、勤勉手当が0.05月分増ということで、現行「4.45」が「4.5カ月」という形になる内容でございます。

あと、住居手当の支給対象下限を4,000円引き上げ、「1万2,000円」を「1万6,000円」にする。それから、民間状況等を踏まえ、手当の上限を1,000円引き上げ、「1万6,000円」を「1万7,000円」にすると、このような形でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

日程第13. 議案第96号

○議長（**武道 修司君**） 日程第13、議案第96号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第96号**新町建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条7項の規定により、提出する。

令和元年12月5日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第96号新町建設計画の変更についてでございます。

築上町の新町建設計画は、平成18年度から平成32年度までの15年間を計画期間としておりましたが、平成30年4月、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起債できる期間が5年間延長されました。

築上町でも新町建設計画の計画期間を5年間延長し、現在実施中の事業を着実に推進するとともに、今後、合併特例債の活用が見込まれる事業の財政負担の軽減を図るため、当計画の計画期間を令和7年度まで5年間延長するものでございます。

つきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

なお、一般質問の締め切りはあすの正午までといたします。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時28分散会
